

事業で整備した各施設の維持管理部署について

○移管先

	施設	部署	備考
①	道路	建設課	舗装の修繕等
②	公園	都市計画課	都市公園係が所管 管理はこれまでどおり地元
③	住宅	建築住宅課	入居要件、家賃等の変更はなし ※一部運用の変更あり
④	残地	都市計画課	残地売払い、駐車場貸付用地含む

※今後の事業入居者の取り扱い

事業関係者に関する入居について、事業完了後も柔軟な対応を行う必要があるが、入居基準があいまいにならないよう、次の4点のうちいずれかに該当する場合とする。

- ①事業区域内において災害等により住宅を失った者
- ②建て替え連動区域等において、住宅を除却することにより住宅に困窮する者
- ③当初計画にて立ち退き予定であったため、一時的に地区外へ転居したものの、計画変更により除却の対象外となった者
- ④事業に関連して地区外に移転したものの、現在も消防団や青年団等、地域に根ざした活動を継続して行っている者

実際の運用としては、これらに該当するか否かの判断として、自治会長が署名する「確認書」の提出を義務付けることとする。